令和８年４月１日から
下水道使用料を改定します

下水道使用料について、消費税等増税分を除き、平成14年度以来24年ぶりの料金改定を実施します。使用者の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

料金改定の内容

種　別	区　　分	旧使用料（税抜）	新使用料（税抜）	増加額（税抜）
一般用の汚水	基本料金（８立方メートルまで）	1,384円	1,680円	＋296円
	超過料金（１立方メートルにつき）	173円	210円	＋37円

※水道料金の改定は、ありません。

料金改定の適用時期

使用開始日＼検針日	令和８年３月検針（令和８年４月請求）	令和８年４月検針（令和８年５月請求）	令和８年５月検針～（令和８年６月請求～）
令和８年４月１日より前から継続して使用している場合	旧使用料	旧使用料	新使用料
令和８年４月１日以降に使用開始する場合		新使用料	新使用料

※検針日は、お住まいの地区により異なります。

料金改定の詳細

中標津町ホームページにて、ご確認いただけます。

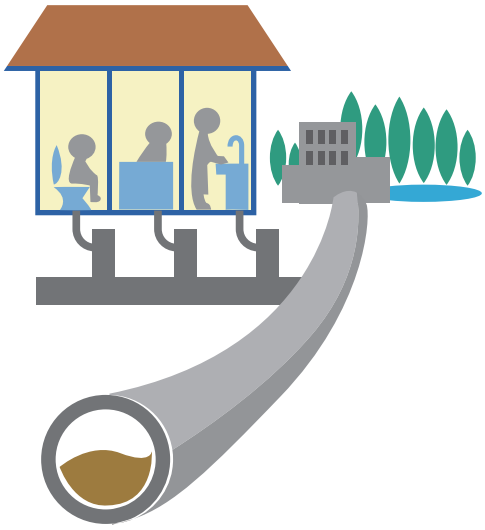

詳しくは、上下水道課 業務係（直通 ☎74-0970）まで。